

参議院大蔵・通商産業連合委員会會議録第三号

出席者は左の通り。

と法律案の審議を促進するということ
は如何かと考へるのです。特に第三條
でありますけれども、この前も私申上
げましたように、第九條によるところ
の交換の手續、申請手續、交換の對象
となる機械、器具の範圍、その評價基
準、これが一番私は重要なことだと思
うのです。これをもう少し細かい内訳
と申しますか、細目を御発表願わな
い、この間お話を承つた時には大蔵
省としてはあくまでも財産管理の建前
からこの運用に當るべきである。実
際の実務は通産省或いは更に地方公共
団体等の協力を得て、そしてやつて行
くというお話がありました。これでは
協力を得る材料は私はないかと思つて
います。評價基準にしまして、どうい
う基準でやるのか何ら示されていな
い。これはよく交換しようと思つたとき
に交換できないかということになる。従
つて私は、まあ率直に伺います。こ
の法律案を我々がお願いをしました。資
料の完備を持たないでどうして可決
しなければならぬのか、又それで
差支えないのかという場合に、一つ
残る問題は評價基準、こういうものが
今決定されなくても法律が施行になつ
てから相當あとに溯及して交換の對象
者と國との間において調停がつくよう
なふうにせられるのか、交換と同時に
評價基準に則つてその滞貨の決済まで
もされてしまふのか、そこがところ
明らかにならないと私もちよつと困る
と思ふのです。その点はどうか
になりますか。

経た政令案、すぐに次官會議にでも閣
議にでも持込まれるような意味での政
令案は今ないので、あるものとしては
要綱などございます。そこで決して
内容が漠然としているわけではなく
て、法律關係の當局としましては、こ
ういふ点はこういうふうな規定をきめ
るのだというふうなものはあるのでご
ざいます。これは形が要綱であります
ので要綱になつておりますが、そうい
う面もこれは追つかけてお出ししよ
うかと思つておりますので、決して漠然
とした考へ方じやないのでございま
す。それから勿論法律施行になりまし
て交換ということが行われますときに
は、勿論評價というものは相互の機械
について行われ、そこで法律關係がき
まるわけであり、そこで法律關係がき
まるやうなことはいたしません、必ず
法が滑り出す時には評價の基準もきま
つていふやうなことになる。ま
で、溯及の關係はございせん。そ
れから、私非常に申訳なく思つており
ますことは、機械の台数、それから機
種別、そういうものはやはり全国にば
らまかれておまして、而もこれが交
換にするとか或いは中小企業向きであ
るというやうな意味で一々現物に當つ
たことがないわけであり、今や
う關係で、今度始めまして、今や
つとあります。なにか／＼時間がかか
る、本省のほうは台帳を一冊も持つて
おりませんので、全部財務局以下に任
せております。督促いたしまして、
なか／＼その調査並びに集まりが遅
い、非常に良心的にやつておるのでご
ざいます。それでなか／＼急場の間
に合わない、できるものからどん／＼
通すというふうに進んでおまして、

決して私どものほうとしてはうやむや
にすることというふうなことではないので
ございまして、甚だ申訳ないのござい
ますが、かなり時間がかかるということ
を率直に申し上げたいと思ひます。
○栗山眞夫君 これは各同僚委員諸君
にもお願いしたいのであります。今
の課長のお話によりますと、施行令案
が次官會議ですか或いは閣議ですか、
そういうものによつて正式に決定をし
ていないのでちよつと出にくい、こ
ういふ要綱程度のものでない、もう少し
細かいものがすでにできています。
我々として次官會議なり或いは
閣議でどういふ工合に變更されよう
か、それはやはり大蔵省の事務當局を
責めるわけのものじやないと思ひま
す。従つて一応お出しを願つてしま
う。お質すべきところがあれば、これは
政府でありますから關係大臣の出席を
求めてその政令案の中の工合がい
ふ、悪い点を明らかにして、こうい
う工合にいたしましたら如何かと私は考
へるのであります。この点は事務當局
のかたは責任上只今のやうな御発言を
なさることは私は當然だと思ふので
あります。従つてこの委員會としては
持て提出を願つて、そして若し閣議決
定をされるときに、現在ある政令案
の中で非常にいいところが悪くされ
るか或いは悪いところがよくならない
か或いは悪いところがよくならない
か、大臣の出席を求めて委員會の意思
が表現するやうに一つ努力をしたほう
がよいではないかと、こう考えますが、
如何でございませうか。
○委員長(平沼彌太郎君) その点は
大丈夫であります。

○栗山眞夫君 その点は一つ委員長に
おいて然るべく一つお取りなしを願ひ
たい。
それから第二点であります。私、
非常に奇怪に感ずることは、国有財産
の非常に膨大な量であります。終戦後
すでに七カ年目に入つておるのであり
まして、そういうものが大蔵省におい
て全貌をつかみ得ない状況にある。そ
れで而も今日すでに機械の交換の実務
に入らうというやうなことになつてお
ります。ギヤツプというものがちよつ
と私理解しにくいのであります。即ち
國が国有財産の管理をどういふふう
におやりになつておるか、これはまあ法
律の定めるところによつておやりにな
つておるわけでありまして、ちよつ
と私も民間人としては理解しにく
い点があるわけであり、そこでこ
れはどうせんかと先ずやつて頂かなけれ
ばなりません。一番大事な点は、
いふ／＼な機械がありまして、交換
對象になる機械がありまして、交換
するやうなものが、地方の財務局な
り、或いは中央において役所と繋りの
ある業者だけが先取得権というか、早
手廻しに交換してしまひまして、そし
て気付かない人、或いは機械をよく知
らない人は後の祭にされてしまふ、私
はこれは立法の趣旨に反すると思ふ。
従つていふ／＼な機械類にしまして
も、今交換の對象になるべき全部の機
械を、これはやはり國民に公平に発表
して、そしてそういう中から國の方
針なり或いは地方公共団体の方針に従
つて、各産業の合理化が円滑に行くよ
うにすべきだと私は考へる。従つてこ
ういふものをわからぬということに
よつてすね、伏せておいて、そして

て法律案の施行に入るといふことは、
法律の施行に入るといふことは、どう
も好ましくないのじやないか、こう考
へるのではありません。従つてこの点は、
先程の施行令の内容と同時に、現物の
ほうにおいても非常に重要なことであ
りますので、もう一度重ねて私は大蔵
省當局の、この機械の交換をすべき對象
になる機械の全部を大体いつ頃になつ
たら明らかになされるのか、私はこれ
をはつきり伺ひたい。
○説明員(木村三男君) 私の発言の中
に誤解を招くやうなことがありまし
たらと思ひまして、念のため又申上げ
ますが、全貌が大蔵省ではつきりしな
いという意味じやなくて、こういう前例
のないやうな交換をする。而もそれが
企業合理化に役立つやうに中小企業向
きの機械を先ず選出する。今までの分
類と違つた角度からやつて行く。それ
からこれは中小企業のはうに使つて
らうに、余り傷んでおるからスクラ
ップくらいにしかなるまいという意味
で、台帳價格は如何に書いてあつても
除けて行く。又從價などについても又
やつて行く。そしてこれを別な角度
からやり直すという意味でやりますと
いうと、ちよつと手間がかかると思
ふのであります。それから駐留軍の用
に供してあるものもあり、これは
は現在まで立入りができないというや
うな關係もありまして、現物を調べら
れたなかつた。それで現状がわからな
かつたというものもござい。そこで
こういふものを全部馬力をかけて分類
し、そして表にまとめ上げるとい
う作業をやつておるのであります。そ
こで大体の見通しというお話であり
ますが、こゝ一カ月くらいはちよつと完全

なものは期待できないじやないか、中間段階においてどういふふうに、つまり機械の交換割当というふうな観点から見て、どの程度のものが集まればできるか、中間段階においてどのくらい必要かというふうなことにつきましては、又通産当局と話し合ひまして、細かいのができ上る前に荒筋でもというふうな考えも持つておるのであります。

○栗山農夫君 一カ月たたなければ全貌が把握できないということになりますと、この法律案の審議期間のうちに、おいてはちよつと認めないという結論になるわけでありまして。従つて私も一合々々を全部書いて出して頂きたいと、こゝで申し上げておるのではないのでありまして、特に駐留軍の使用されるおるようなものは、これはすぐ解除になるのか、まだ解除にならないのかからんと思う。現にこの間あなたは駐留軍だけでなく、一時使用認可を与えたもので、これは行く／＼のことはわからないけれども、当面はやはり一時使用認可のままにしておいて、交換の対象にはちよつと直接にはなし得ないだらう、僕も事情御尤もだというので了承したわけでありまして、そういうことでなく、無理のないことで、やはり国民と申しますか、今合理化を熱望しておる業者にそれを知らせるには、どうして知らせるかということが一番大事だと思ふ。そこでこの前資料要求をいたしましたときに、スクラップ化する以外に利用価値のないもの、すでに一時使用の許可をしておるもの、駐留軍の用に供しておるもの、施設と一体になつて処理することが適当と思はれるもの、中小企業の使用に不

適当とする、交換の方法によつて処理しようとするもの、いわゆる中小企業の交換対象にしようとするもの、これくらいの大枠にして、いろいろな機械器具がありまして、そういうものを御提示願えないかというのを言つたわけでありまして。従つて今あなたのお話の中で、すでに一時使用の許可をしておるもの、これはもうわかつておるわけでございますね。だからそういうものはどの程度の内容があるのか、これは遅れてもよろしいございまして、が、實際問題としては……それから駐留軍の用に供しておるもの、これはもうわかつておる。それから施設と一体となつて処理することを適当と思はれるもの、そういうものはこれはわかつておると思うのです。従つてただ私が要求しておるものは、中小企業の交換対象となるものの中においてスクラップとするもの、或いは新品同様のもの、或いは若干改造を加へなければ使えないような、いわゆる乙級品とか、そんな程度に仕分けをされて、旋盤とかフライス盤とか、そんなような機械の種別ぐらゐにして全国各地の財務局に何合あるか、この程度のものはお出し願えるのじやないか、そうしませんとどうも余りにも漠然としたもので、私どもどういふ工合に審議をして行くのか見当がつかない状態であると思ふのです。尤も総合数がわかつておるからそういうことを申上げておるわけなので

す。国が持つておる総合数は、この前御説明がありましたように、二十七万三千合ばかりあるわけですが、その内訳は今申上げましたような恰好になるわけでありまして、その程度のもの、で我々がアウトラインだけつかみ得る

ようなものを何とか一つお出し願わなければ、これはちよつと困るのじやないか。

〔委員長退席、大蔵委員会議事
大矢半次郎君委員長席に着く〕

○説明員(木村三男君) 私どもの事務当局に非常な厳密に考えまして、隅から隅まで調べ上げないと気の済まないような考え方をしておるものもありまして、大体の柱だけでもいいじやないかというふうな考え方をしておるものもありまして、事の性質如何によつて、適当に処理しなければならぬと思つておりますが、今お説のような意味も結局は最終の目的は、府県別などの交換機械の割当台数をきめるといふ意味の資料として、目安としてどうして必要なのであるかというふうに考えて差支えないと思ふので、非常に細かく考えますという、駐留軍の關係とか、施設と一体となつてというふうなものも包括するのほうは何か所としまらないと、ちよつとわからないのですが、そういういろいろ疑問符の打たれるものもありまして、目的的に考えまして、どれぐらゐのものがこの交換の対象としてどんなものができるかというところにつきましては、一つできるだけ早く仕上げをしたい、それで粹の問題といたしましては、通産省のほうからも申入れがありますから、又何回か打合せしたいという意味で折角努力をしたいと思います。

○栗山農夫君 要するにこの法律案の大体通過を希望せられておるのはいつまででございますか。いつ頃この予定をされておるわけでございますか。
○説明員(木村三男君) これは私どものほうから強く申上げるわけには行か

ないのでありますが、当初の考え方として丁度年度の切れ目、四月から実施できるように、そこでそれまでに全部揃わぬかわからぬが、とにかく段階をはつきりしてやろうというのが私どもの考え方だったのであります。そういう意味から考えますという、やはり設備は壊れて置いてはいけませんから、早いほうがいいということとは言えるわけなんです。

○栗山農夫君 これもやはり委員長にちよつとお願いしたいのですが、先ほど私が申上げました程度の、一体アウトラインをつかめる程度で私はいいいと思います。各財務局別の機械別ぐらゐにして実際に中小企業を交換として交換し得る機械の種類と台数がどの程度あるか。これだけは一つ大蔵省から出して頂きたいと思ふのですが、その点はあとで実際に入りますと若干のプラス・マイナス、出入があるだらうと思ひますけれども、そこまで私どもは厳密に責任をどうこう申上げようなどとは毛頭考えてありません。大体国会において専門家である大蔵省の事務局からお話があれば、そう大きな狂いは先ずなからうと、こう考えますので、その程度で了承すればいいじやないかと思ふのです。先ほどまあ一台の問題についても厳格に扱つておると、こゝういふ工合におつしやつたのですけれども、私は実はその通りだと思ふ。その通りだと思ひますけれども、すでに七カ年の間には国有財産の管理されておるものなから、随分泥棒に会われたものもありますし、それら役人の現地のたがが持ち出して汚職事件を起したのもある。従つてそういう点はやはり財産管理の上において若干

欠けておるところがあつたと言わなくちやならぬと思ふのです。この際はやはり非常に急いで実施に入り得るような計画を立てて頂くことが必要かと思ひますから、そのためにやはり国会のほうへ一応形を整えて資料を出して頂いて、そうしてその線に沿つてこの実行に努力を願う、こゝういふことでなくちや私はならぬと思ひます。そういう工合にお約束願えませんか。

○委員長代理(大矢半次郎君) 政府のほうに伺いますが、もう今国会の会期も終了が間近になつておりますので、この法案を成るべく早く通過せしめることは好ましい行き方だろつと思ひますから、従ひまして栗山委員の要求せられておる中小企業の機械の種類、台数等を各財務局別ぐらゐにして成るべく早く出して頂きたいと思ひますが、何日ぐらゐにかかりますか。
○説明員(木村三男君) 私どももこの關係の仕事につきましては、できるだけ立派にやりたいといふことで各出先機關を動員いたしまして折角努力中なんであります。何と申しましても時間的に縛られて、何日までこの資料ができて、あらゆるものを突き合せないといふと、材料がでないといふやうな關係でございまして、実は非常に悩んでおるわけなのであります。そこでどの程度までのものがあればスタート時期として、即ち交換に入る前に差支えないか、この点につきましてはもう一度通産当局と話し合ひまして、向うのほうでも中小企業關係のほうのいろいろな機械の交換規模なんかも調査中と思ひます。こちらのほうもやはり今までわかり得る程度のデータを合せまして、少くともまあ一、二週間のうち

に、法律が施行に移されまして、すくなく間に合うように、一つ梓の立て方などについても一回話し合いたし、まして、両方の満足をくぐりぬぐうデータがどういう方法でどのくらいでできるかというところをもう一度研究する機会をお与え願いたいと思ふのであります。

○委員長代理(大矢半次郎君) その点でよろしくご意見を述べます。

○栗山眞夫君 丁承しました。ただ私やはり今申し上げました施行令のもう少し細かい本当の案ですね、案と、それからそれの見合になる現物のあり方ですね、この二つがやはりこの委員会に提示されないと何のために法律案を審議したのかさっぱり要領を得ないことになりまして、この点は一ツ委員長の方で、連合委員会でありましてから通産委員会の委員としてお願いを申し上げておきます。

○委員長代理(大矢半次郎君) 木村説明員に伺いますが、栗山委員の要求せられた評価基準、機械器具の範囲等につきましては、政府内部で十分打合せは進んでいないとしても、管財局でもうすでに一応の案はできているのではないかと思ふますが、如何でしょうか。

○説明員(木村三男君) そういう意味のいわゆる管財局試案というものはございませう。

○委員長代理(大矢半次郎君) 一応それを提出してもらいたいと思ふます。

○説明員(木村三男君) それでございまして、お出しをいたします。

○栗山眞夫君 それから実はこの前も局長の御出席がなかつたので私重要な点ではつきり開けなかつたのでありま

すが、今日も御出席がまだないようですけれども、あれはどういうわけなのでしょうかね。

○委員長代理(大矢半次郎君) この前は病氣ということでしたが、今日はそれでなくて自宅を出ておられるが、今ちよつと連絡を取りかねておる事情であります。

○栗山眞夫君 局長が来るまで待つておるわけには行かんでしょう。

○委員長代理(大矢半次郎君) ことによると局長の御出席は今日はずかしというところでありまして、局長以外のかたに対する御質問あれば……。

○栗山眞夫君 それではこの前ちよつと課長には、説明員にはお尋ねをしたのでありますが、一応こういう恰好で交換事務に入るわけでございましてけれども、最近のいろ／＼な状況によりまして、駐屯軍がみづから使用するのとか、或いは駐屯軍の意向によつて下請工場のようなものがございまして、その工場が新しく仕事を開始するのかわかりませんが、そういう所へ相当な高率の機械の引当をしなければならなくなるような私は情勢にあるように思ふのであります。そうしますと折角この法律を作り、そうして中小企業者が待望しておるところによつて交換の実務に入らうとしたとしても、その障壁によつて入れなくなるといふことが予見せられると思ふのです。従つてその見通しを伺いたいといふことをこの間から申し上げておるのですが、説明員にお聞きをいたしましてちよつとお困りだらうと思ふので、局長に次回にでもよろうですが、それがちよつともおいでにならないから困るのです。

○委員長代理(大矢半次郎君) では次回に局長においでを願つてこの点に対する御答弁を願う、そういうふうに取計らいます。

○小林英三君 その点あなたのほうで、今栗山君からいろいろ機械の、いわゆる国家の財産である機械の交換といふことを御要求になつたようでありまして、実はこういう問題があつたのですが、非常に大蔵省の管財局長等のは栗山君の質問に非常に関連しておると思ふのですが、この間、昨年の暮でしたか、中小企業の或る組合が、国家財産の私下げをしたときに、その現地の大阪の管財局の役所のほうでは入札に際してこれだけのものがある、この機械がこれだけある、この機械がこれだけある、合計これだけあるといふことを入札者に示したのです。そこで入札して見るといふと百五十トンの入札のものが九十トンのしかなく、つまり三分の一足りない。それがためにその組合長は、その組合は僅か二十五万円の協同組合ですが、それが銀行から金を借りてやつておるのですが、ところがどうも噂によると足りないらしいといふので、その現地の官更と立会の上で計つて見たら三分の一足りない。そこで大蔵省の管財局に行つて、いろいろこれを何とかいい方法はないか、我々は零細な組合である、その組合が金を借りて買つたのです、それが百五十トンのあるといふ公文書を出されてこれだけである。大体一トンや二トンはどうか知らんけれども、大体これだけあるといふことで皆入札したのだから、一番札も二番札も三番札も違わな

いわけです、皆信用しておる。これは個人の場でありまして信用しないから、十分に機械の山を見て、これは幾らであるといふのでしますからそれは安心だが、国がこれだけあるといふ公文書を出されてそれを信用して皆入札した、いよいよ立合つて計つて見ると百五十トンの九十トンのしかない、そのために二十五万円のこの中小企業の協同組合は二百何十万円の損だ、而も機械の立合といふと何とて二十七、八万円かかつておる、そういうことでは何とか、幾ら国だつて一種の詐欺に等しい、その点契約とは多少の出入りがあつてもこれは要求しないことになつておる。それは百五十トンの一トンや二トンはお互いに我慢しなければならぬ政府の記録にこれだけある、それを信用して入札した、而も何らの措置もとられていない。俺は知らん。現に行つて交渉しろ。俺は知らん。そういう問題がありますから、これは栗山君からは交換物資に対する調査が非常に正確だとか或いはできていないといふ御質問があつたと思ふますが、私は機械です、要らん機械だから売るのでしよう屑鉄として、そういうふうな記録が非常に粗雑です。この関連しておる問題をこの次に局長に出て頂いて、十分この問題について、これは中小企業の問題でありますし、国有財産の問題ですから聞きたいと思ふますから、栗山君のそういう質問と関連してこの次に局長に出て頂きまして、今日は課長ですから責任を持つた御答弁はできないと思ふのです。これを委員長に要求しておきます。

○栗山眞夫君 今小林君からお話がありました、私非常に奇怪だと先ほど申し上げたのですが、そのことなんです、

というのはもう終戦後七年経つておりまして、その過程においては国有財産の管理が非常にふしだらであるといふことが随分言われたものです。而も現実に全国各地においてこの賠償指定になつたような軍工廠とかその他の中において材料も持出しをされたし、それから機械等もその係官が仲介に入つて特定の業者に安売りをしてしまつたとか、或いは泥棒にあつてしまつたといふようなことがたくさんあるものであります。これは去年始まつたことではないに過去にあるのです。若しそういうことがあるならば大蔵当局は厳格に一品一品に至るまでも調べ上げて、そうして全部リストをしてしまわなければならぬものだつたと私は思ふます。それが今日なお且つてきていないとは私は信じない、必ずできておると私は信じますが、それだからこそ資料を早く出して頂きたく、こういうのであります。できていないといふようならこれは論外です。それなら問題にならない、必ずできておる。あれだけ各方面において問題を起したのだからして、必ず私は大蔵省においては厳重なる管理をせられておるものと私はこれは確信をしたいと思います。そういう上に立つて資料を要求してお願いしておるのです。若しそういうふうなことができていないといふことであれば、局長のほうからそうおつしやつて頂ければ又別に私は理解をいたします。その点を一つはつきりして置いて頂きたく。

○説明員(木村三男君) 今まで国有財産の管理につきましていろいろ問題があつたといふことは誠に私も遺憾に堪えないのであります。決算委員会のほうでも相当その点を御注意を

受けております。そこで大蔵省としましては大体監視員を置きまして、う間違ひの起らんように、相当多数の現場監視員を置いて間違ひのないようにやつておるのであります。そこでそれに関連しまして、それでは機械そのものの管理方法、これは固有財産的な管理から申しますと、台帳もありませんし、機械の種類も書いてある、これは各財務局に台帳もありませんし、各財務局で監視員を置いておりますから、決して野放しということではないのであります。ただどうしてもこういふふうな交換をやります場合には台帳価格、或いはただ旋盤と申しまして、それを性能別に分けるとか、或いはこれが中小企業に向くか向かないかというところは又別な観点から調べ直さなければならぬ。従来の考えとしてはとにかくこれは賠償指定である、だからほかに引渡しをするような事態があれば、ちゃんと員数が合うように、台帳も合うようにという意味に保守的に管理しておつた、これを今度賠償の指定も解けた、それで今度はもう一回性能別に、或いは能力その他を考へて分類し直すということ、又別な作業が始まるということ、時間がかかるという意味で申上げたのであります。

○栗山良夫君 私はいくら極端なことでも申上げたくないでありますけれども、監視員を置いて管理して来たから間違ひなかつたとおつしやるのですが、監視員が一緒になつてやられた例もあるわけですから、これは具体的に述べるとおつしやれば述べてもいいんですけれども、監視員が一緒になつてやられたこともある。それからもう一つは交換の対象になつた場合には性能をよく調べなければならぬとおつしやつたのですが、旋盤はどんなにしても旋盤の仕事よりしないわけですね、旋盤がフライス盤の仕事をしたたり、そういうことはないはずで、それから旋盤は旋盤だけで集めて頂いて、そうして一応の台数を示して頂ければ、あとはその旋盤がどここの工場に向くかということになるだけの話である。若干それは引取りのない所もございましょう。例えば九州の財務局では使い途がないけれども、東京の財務局管内ならば非常に使いたい、こういうのもあるでしょう。全国的に見れば全部は使いたいと思ひます。従つてここで一々何という旋盤があつて、これがどここの工場へびつたり合うんだということまで国会で要求するということになれば、これは非常にそれこそ不都合である。我々はそのことをお願いしておるわけでありませんから、その点は一つ誤解のないように願ひたい。

○説明員(木村三男君) 私どもやはりそういう考へに変わらないうです。ただ性能と申したのは、やはり交換などをしていします場合に、これはA級品である、これはB級品である、これはC級品であるというふうな意味で若干区分けをして行かなければならぬ、こういう意味なんでありまして。先ほど申上げました通り、そういう言葉の分類をして、そうして各府県別の要求もありまして、それと見合せて作る、この作業についてはどのくらい分類を先ず最初にするか、そういうことを必要にして十分な分類の方法はどうかというふうなことを通産省とも一回綿密に打合せをしたい、こういう意味でございまして。

(委員長代理大矢半次郎君退席、委員長着席)

○委員長(平沼彌太郎君) ちよつとお諮りしますが、国有財産特別措置法案についてはなお連合審査をすることにいたしました。日本開発銀行法の一部を改正する法律案については連合審査を打切ることにして御異議ありませんか。

○小林政夫君 打切ることには大体異議は私はないのであります。ただこの前も中川君が前連合委員会において希望し、又質問されたいわゆる復金の中小企業に対する貸出しの回収金の九十何億円、それから見返資金の中小企業の貸出しの回収金並びに未貸付の合計は約五十何億円ですか、六十億円ある、それが開銀に來るわけでありまして。それらの問題につきましては中小企業の金融にできるだけこれを廻すというのを銀行局長並びに大蔵大臣に希望いたしました。この連合委員会においては……。

○委員長(平沼彌太郎君) 御趣旨の点は大蔵委員会でも十分折衝いたしました。それでは本日の連合委員会はこれを以て散会いたします。

午後零時九分散会

昭和二十七年六月五日印刷

昭和二十七年六月六日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所